

2007年12月14日

全国一般労働組合東京南部
執行委員長 平賀雄次郎 殿
(担当 ルイス・カーレット殿)

ドイツ証券株式会社
上記代理人弁護士 浅井 隆



警 告 書

貴組合が、2007（平成19）年12月13日に配布したピラは、その内容に会社（ドイツ証券株式会社）のロゴマークを不正に使用するとともに、「日本の法律を遵守しよう」とのスローガンを挙げた上、「例えばチャイネーズウォールなどのファイアウォール侵害、財政不正」と、あたかも会社がこれらの「侵害」「不正」をしているかのような記載をしている。しかも、Chinese wallとFire wallという基本的な制度の区別もしないままに、会社がこれらにかかる規制の違反をなしているような記載をしている。これらの内容のピラを配布することは、合理的な理由なく会社の名譽を毀損するものであり、組合の正当な活動の範囲を著しく逸脱しており、不法行為に該当する。

よって、今後再度このような行動を探ったときには、会社は法的手段により対応する考えであるので、その旨警告するものである。

以 上

〒105-0004

東京都渋谷区新宿五丁目

小林ビル階

全国一般労働組合東京本部

新行秀貢 平賀 雄次郎



105-48-80961-1



第一芙蓉法律事務所

〒104-0045 東京都中央区築地4丁目7番1号

築地三井ビルディング(2階・3階)

TEL 03(3546)7751 FAX 03(3546)7760

弁護士 浅井 隆